

令和8年上尾市教育委員会6月定例会 会議録

- 1 日 時 令和8年6月24日（水曜日）
開会 午前9時30分
閉会 午前10時47分
- 2 場 所 上尾市役所7階 教育委員室
- 3 出席委員 教育長 西倉剛
教育長職務代理者 小池智司
委員 谷島大
委員 岩鉄由美
委員 湯本華奈子
委員 莪山知奈美
- 4 出席職員 教育総務部長 池田直隆
教育総務部次長 山内正博
教育総務部法務監 菊地智大
学校教育部長 武田直美
学校教育部次長 中澤真治
学校教育部副参事 兼 学務課長 勝雄一
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 田崎守
教育総務部 教育総務課長 杉木直也
教育総務部 新しい学校づくり推進室長 深井雄太
教育総務部 生涯学習課長 松崎まり子
教育総務部 図書館長 新井英希
教育総務部 スポーツ振興課長 栗原雅之
学校教育部 学校保健課長 田口倫秀
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 荻原知之
書記 教育総務課主幹 仲上直志
教育総務課主任 續橋拓也
- 5 傍聴人 15人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 5月定例会会議録の承認

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 請願

請願第2号 平方北小学校の再編に関し、地域住民、保護者への対面による説明会の開催を求める請願

日程第5 議案の審議

議案第48号 上尾市立中学校に係る部活動の方針の一部改訂について

議案第49号 上尾市立大石南中学校再編検討協議会委員の委嘱又は任命について

議案第50号 上尾市社会教育委員の委嘱又は任命について

議案第51号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の任命について

議案第52号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について

議案第53号 上尾市図書館協議会委員の任命について

議案第54号 上尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について

議案第55号 上尾市不登校対策推進委員会委員の委嘱又は任命について

日程第6 報告事項

報告事項1 上尾市教育委員会が保有する公文書の公開に係る令和7年度の実施状況について

報告事項2 児童生徒数、学級数及び教職員数について

報告事項3 令和7年度上尾市立小・中学校生徒指導の状況について

報告事項4 令和8年5月 いじめに関する状況について

日程第7 今後の日程報告

日程第8 報告事項（非公開）

報告事項5 いじめ重大事態調査報告書について

日程第9 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

（西倉剛 教育長）ただ今から、令和8年上尾市教育委員会6月定例会を開会いたします。本日は、傍聴の申出はございますか。

（杉木直也 教育総務課長）15人の方から傍聴の申出がございます。傍聴の許可をお願いいたします。

（西倉剛 教育長）傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

（西倉剛 教育長）傍聴者の皆様へ申し上げます。傍聴に当たっての注意事項を傍聴券の裏面に記載しておりますので、お読みいただき、会議の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

日程第2 5月定例会会議録の承認

（西倉剛 教育長）続いて、「日程第2 5月定例会会議録の承認」についてでございます。5月定例会会議録につきましては、すでにお配りして、確認していただいております。修正等がございましたら、お伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

～委員全員から修正等がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）それでは、承認することにご異議ございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）意義がないものと認め、5月定例会会議録については、岩鉄委員にご署名いただき、会議録とします。

日程第3 会議録署名委員の指名

（西倉剛 教育長）続いて、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、湯本委員をお願いいたします。

（湯本華奈子 委員）はい。

日程第4 請願

続きまして、「日程第4 請願」でございます。本日、予定しておりますのは1件でございます。それでは、「請願第2号 平方北小学校の再編に関し、地域住民、保護者への対面による説明会の開催を求める請願」でございますが、本件について、請願者からの方から意見陳述の申し出がございま

すので、これを許可したいと思います、これにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、意見陳述を許可いたします。暫時、休憩します。

～請願者入場～

(西倉剛 教育長) 再開いたします。請願者の方には、口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様からの質問がありましたら、ご回答のほど、よろしくお願い申し上げます。それでは、どうぞお願いいたします。

(請願者) 請願人の[]です。今回、平方北小学校の再編に関し、地域住民、保護者への対面による説明会の開催を求める請願についての意見陳述を行う機会を得たことにお礼を申し上げます。

私は、請願人の[]の[]さん、[]の[]さん、[]の[]さん、[]の[]の4人を代表して本請願についての意見を述べます。お手元の請願の資料がありますので、そちらに沿って説明いたします。請願の内容は、件名「平方北小学校の再編に関し、地域住民、保護者への対面による説明会の開催を求める請願」であります。

請願の趣旨について述べます。平方北小学校の再編について、地域住民、保護者との対話を通じた合意形成をはかること。そのため地域住民、保護者との対面による説明会の開催を求めます。

次に、請願の理由についてお話しします。3点にわたってその理由を説明します。資料を参照しながら聞いていただければと思います。

1点目は今回の請願に出すことになった理由です。平方北小学校再編検討協議会の検討が終わり、協議報告書が教育委員会に提出されました。この報告書をふまえて通学区域審議会で平方北小の再編に伴う通学区域の変更について審議が行われ、教育委員会で再編の方法が決定されると聞いています。協議報告書では、「平方北小の児童が他校に編入する手法が現実的である」とし、通学区域を周辺の小学校に分けることが望ましいとされています。これは、平方北小を廃校とすることに他なりません。学校の新設、廃校は、地域にとって大きな影響があり、学校をつくる際にもその後の学校の活動でも、地域の理解を得て様々な協力が行われてきました。平方北小の再編には地域の理解と協力が不可欠です。

資料の5ページ、6ページを参照してください。2024年、平方北小学校の再編を考える市民である平方・大谷・大石タウンミーティング実行委員会は、住民からの聞き取り調査を行いました。平方北小学校区内の1744世帯にアンケートを配布し、325世帯から回答をいただきました。「子どもも含めてどなたでも参加できる対話型の説明会を上尾市に実施してほしいと思いますか？」の設問に「必要だ」と回答された方が62%で、「必要とは思わない」は6%でした。聞き取りの中で「平方北小学校の再編について、なぜ必要なのかよく分からない」という声が多数です。

アンケートのコメントをいくつか紹介します。「説明は必要だと思います。」「子どもや地元の声を聞いてほしい。」「自分の家の土地が敷地になった。地元にしっかり説明してほしい。」「地元の意見をしっかりと聞いてほしい。」「住民不在。平方幼稚園の時もそうだった。」「通学班の見守り隊を続けてきた。子ども達とのかかわりがあってよかった。」「北小学童は理想的な人数です。これからどうなるのか。」「子どもたちファーストをお願いします。」「お子さんからの意見で、「母校がな

くなるのは寂しい。」「計画を強行するのではなく、説明会を開いてほしい。」「プランをお聞きしたい。」「説明が必要。」など、平方北小の再編について地域住民や保護者が疑問や意見を出し合い、考える場が必要な声が多くありました。メールやアンケートなどによる一方通行の意見聴取ではなく、対面での説明と対話が合意を図る上で大切です。そのために、平方北小の再編に関し、地域住民の学校関係者への対面による説明会の開催を求めるものです。

2番目に、学校再編についての行政の進め方について意見を述べます。資料を参考にいただければと思います。資料の3ページ、4ページを参照してください。学校再編を考える際、学校関係者、保護者、地域住民との対話の必要性は、上尾市学校施設更新計画の中でも繰り返し述べられてきたものです。学校規模の適正化方針では、学校再編の「その実施に当たっては、保護者や地域住民との対話を通じての合意形成を図りながら、進めていきます。」とされています。

また、学校再編を進めるにあたっての留意事項では、「学校再編の検討に当たっては学校関係者、保護者や地域住民との丁寧な対応を通じて合意形成を図ります。」と述べられています。

また、文科省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」では、適正化に関する基本的な考え方として、「各市町村においては、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の適否について考える必要があります。」と述べられています。

また、上尾市学校施設更新計画基本計画調査特別委員会では、「重要な政策判断が行われた場合には議会に報告をすること。また、議会報告後、速やかに地域説明会等を開催し、市民の意見を聴取すること。特に対象地域の市民に対しては、偏りなく幅広く周知を行い、市民の意見を踏まえた見直しを行うこと。」とされています。

3番目に、地域説明会についての経過と実施内容について意見を述べます。2021年に上尾市は市内小中学校33校を22校に減らすという大規模な統廃合計画を発表しました。市内6ヶ所で行った地域説明会に293人が参加し、多くの疑問が出されましたが、その疑問に対しての説明は行われていません。その後に行われたワークショップ・地域公聴会も、計画に対する質問は受けない、という一方的なものでした。2024年2月22日、上尾市の教育を考える市民の会は、上尾市教育委員会へ、上尾市学校施設更新計画についての説明会の開催を求める要望書を提出しました。また、平方・大谷・大石タウンミーティング実行委員会も同趣旨の要望書を出しましたが、市は地域説明会の実施を行ってきませんでした。学校は、地域にとってコミュニティの中心であり、学校再編は地域に大きな影響をもたらすものであります。通学区域の検討に当たっては地域の理解と協力は不可欠です。地域と合意形成を図るのに、対応が15人ほどの検討協議会だということが問題だったと思います。

最後に説明会について、人数制限のない大きな会場、時間的にも自由に質問や意見が言える、質問、疑問についての回答の時間が確保された、開かれた説明会となることを求め、本請願の意見陳述いたします。以上です。

(西倉剛 教育長) 請願者による請願第2号の意見陳述が終わりました。この後、請願者に対する質疑を行いたいと思いますが、請願者の方に申し上げます。請願者は、教育長の許可を得て発言し、また、委員に対しては質疑をすることはできませんので、ご承知おき願います。請願の趣旨や理由、あるいは、ただいまの陳述に関して、委員の皆様から請願者へのご質問などございましたらお願いいたします。

(西倉剛 教育長) ないようですので、請願者への質疑を終了します。暫時、休憩します。

～請願者退場～

(西倉剛 教育長) 再開いたします。請願第2号について、事務局から説明等ありますか。

(池田直隆 教育総務部長) 本件につきまして事務局の方から説明を付け加えさせていただきたいと思います。説明につきましては、深井 新しい学校づくり推進室長が申し上げます。

(深井雄太 新しい学校づくり推進室長) 請願第2号について、事務局からご説明いたします。平方北小学校の再編に関し、地域住民、保護者への対面による説明会の開催につきましては、先月の教育委員会5月定例会においてご協議をいただきました、「上尾市立平方北小学校の再編に係る方向性」の素案をもって、説明及び意見聴取を予定しております。

日程といたしまして、教職員は、去る6月18日(木)に開催しております。児童及び未就学児童の保護者につきましては、7月12日(日)の午前と、7月14日(火)の午後に開催を予定、また、地域住民の方につきましては、7月25日(土)の午前及び午後の開催を予定しております。

開催のご案内・周知につきまして、児童の保護者は、6月15日にさくら連絡網により、また、未就学児保護者につきましては、6月11日に案内を郵送にて発送しております。また、地域住民の方につきましては、6月17日にホームページに掲載すると共に、学区内の自治会に回覧を依頼するなど、周知を図っているところでございます。事務局からの説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) 事務局から、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(小池智司 委員) ご説明ありがとうございます。地域住民の方、保護者、未就学児の保護者、教員の方への説明をされるということで、良いことかなと思っています。その際には、平方北小学校再編検討協議会の資料等で色々なご意見が出ていたと思いますので、そういうことも集約した上で、どういった経緯でこのようになったかを丁寧に説明していただければと思っています。それによって皆さんご理解をいただければ、納得いただけるのではないかと私は思います。

文科省作成の「公立小中学校の統廃合をお考えの皆さまへ」の中でも、統廃合を考える上では、子どもの教育の環境と子どもたちのことを一番に考えて、というようになっていますので、それを踏まえた上で、皆さんに納得いただいて、どうしてこのようになったのか、どうするのが一番いいのか、ということを丁寧に説明していただければいいかなと思っています。よろしくお願いします。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。その他質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決にあたります。ただいま小池委員さんからいただいたご意見を踏まえ、本請願について不採択とする理由はないのかなというふうに考えており、採択の方向性で受け止めております。本請願につきましては、採択が適当であるということでご異議ございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、本請願につきまして採択といたしました。

日程第5 議案の審議

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第5 議案の審議」です。本日は8件の議案が提出されております。それでは「議案第48号 上尾市立中学校に係る部活動の方針の一部改訂について」説明をお願いします。

(武田直美 学校教育部長) 議案第48号につきましては、田崎 指導課長が説明申し上げます。

(田崎守 指導課長) 議案書の1ページ、6月定例会議案第48号別冊も併せてご覧ください。「議案第48号 上尾市立中学校に係る部活動の方針の一部改訂について」でございます。まず、一部改訂を行う理由につきましては、「上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針」に基づき、令和8年8月以降、休日の学校部活動の地域展開を実施することに伴い、以降の学校部活動の実施について、平日のみに制限をするためでございます。

別冊5ページをご覧ください。黄色のハイライト箇所が今回の改訂箇所となりますが、「3 適切な休養日等の設定」において、「ア 学校部活動の実施は、原則として、平日のみとする。土曜日及び日曜日、祝日は、原則として、部活動を実施しない。」といたしました。また、平日の部活動実施時における下校時刻の限度につきましても、4月から新人体育大会までを午後5時30分、新人体育大会後から3月までを午後5時00分としております。

教育委員会といたしましては、別冊10ページのとおり、引き続き、部活動の地域展開に積極的に取り組み、今後も、本市の生徒が豊かにスポーツ・文化芸術に係る体験ができる環境づくりについて、最適な在り方を検討し続けていきたいと考えております。以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第48号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(義山知奈美 委員) 部活動について、ご意見申し上げます。私が子育てをしているときは、部活動はほぼ皆さんが入るように、ということになっていました。その中で、子どもたちは色々な理不尽を学んでいきました。そういった教育環境の中で子育てをしてきた私にとって、今回の新しい試みに自分が追いついていけない、というのが正直なところです。インスタグラムなど、動画や資料を見させていただきまして、地域クラブ活動について勉強をさせていただきました。自分がやりたいスポーツや文化的な活動がずいぶんと増えています。それによって、やりたかったことができる環境があるということは、子どもたちにとってすごく良いと思います。また、どうしても部活動ですと、強制的に入っている子とやりたい子の温度差があるということを、子どもたちも常常悩んできたわけですが、この地域クラブ活動で、皆が同じ温度感でできるというのはとても良いと思います。実際、動画で活動している様子を見ましたら、とても活気のある活動をしていまして、インスタグラムでの発信はすごく良いと思います。

その反面、課題というところ少し大げさですが、平日および休日の部活動があったために、特に、血気盛んな男子生徒を持つお母さん方にとって、子どもの居場所があり、発散して家に帰ってきて、しっかりご飯を食べて、しっかり寝るということをしていたことが、本当にありがたかった、という話を聞いたことがあります。それから、クラブに所属しない帰宅部となっている子どもたちを持つ保護者

の方も、また、それはそれで悩んでおります。なにか夢中になることをやってほしいという保護者の気持ちがあるということも含め、フォローはなかなか難しいとは思いますが、先生方の働き方も含めて、少しずつでも進めていただけたらいいと思います。私自身も、少しずつ今の部活動の在り方を勉強して、理解をしていけたらと思います。

（西倉剛 教育長）ご意見ありがとうございました。その他、ご質問ご意見等ございますでしょうか。

（岩鉄由美 委員）ご説明ありがとうございます。部活動の地域展開についてはこの夏から本格化していくということで、これまでたくさんの調整をされてきたことと存じます。その中で 1 点だけ質問させていただきたいのですが、別冊 5 ページの「適正な休養日等の設定」の中で、活動時間を 2 時間程度にするなど、時間が限られております。この制限は、これからは必要なことと認識しておりますが、例えば、特に運動系の部活動に関して、子どもたちが自主的に練習したい時など、部活動以外のところで活動をしたい場合、学校施設等の提供ということをされている学校はありますか。

子どもたちの発育において、中学生の時期というのは心身ともに大きく成長する時期だと思います。先ほど裁山委員さんもおっしゃっていたように、私たち自身もそうですが、部活動を通して、心身ともに育ってきたというところがあるかと思います。子どもたちの、自主的に何かをしたい、という気持ちを大切にできるような環境になっていけばいいなと、というのが私の願いであります。部活動以外の時間で、子どもたちの自主的な活動をサポートしていただけるような環境作りについて気になりましたので、何か考えていらっしゃるものがあれば、教えてください。

（田崎守 指導課長）平日の放課後や土日の校庭使用についての話になりますでしょうか。

（岩鉄由美 委員）校庭使用となると学校の施設開放との兼ね合いも出てくると思いますが、団体や部活動などに属さない子どもたちが練習をしたいと思ったときに、そういった場所は確保できるのでしょうか。

（田崎守 指導課長）学校の施設については学校長の許可があって使用できる、というのが原則になります。平日ですと、各学校が放課後に時間を決めて校庭を開放していれば使用することはできますが、基本的には在校生・生徒が使用している状況かと思います。土曜日、日曜日については、お話がございました施設開放の関係で、定期的に連絡会での調整を行っておりますので、登録している団体がまずは利用するというのが現状でございます。施設開放の決められた時間以外については、学校長の許可がある場合のみ利用が可能という整理になります。

（西倉剛 教育長）そういった部分も、今後の地域展開に係る検討課題になってくると思います。

（岩鉄由美 委員）ありがとうございます。よろしくお願いします。

（谷島大 委員）これは意見ですが、これまで学校で行われてきた部活というのは、学校の先生が顧問をしていたことが多いと思います。その場合、生徒と一緒に学校で過ごしている環境の中での指導であったと思いますが、地域クラブですと、普段それほど生徒と顔を会わせない指導者の方が指導することが多くなると思います。また、毎日ではないですし、そういった中で、生徒 1 人 1 人の性格であったり、体調であったり、色々なことを把握しきれない中で、活動をしなくてはならない場面が出て

くと思います。例えば、生徒間のトラブルであったり、あるいは体調不良やケガといったものに対して、速やかに適切な対応を取ることが難しくなってしまうのかな、ということを懸念しております。そういった事態が起きたときに、指導者の方が対応しやすい環境を作っていただきたいな、というのを感じましたので、意見として申し上げます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。意見として承ります。

(小池智司 委員) 意見としてなのですが、部活動の時間を決めて、週に1回は休養を取る、という適正な休養日等の設定は、子どもたちにとっても、ダラダラ活動するのではなく、アッピースマイルサポーターやコーチがついて効率よく短時間で活動する、ということで、これは良いことだと思います。

また、休日の部活動展開において、スポーツ協会の方たちの協力の下で色々なニュースポーツが体験できるようになるので、運動が苦手な子どももそういったスポーツ体験ができるため、良いと思っています。

ただ1点、この資料の中で気になったのが、熱中症のことについてです。熱中症になったら休ませるとか1人で帰らせないと、さくら連絡網で保護者に連絡する、となっていますが、自宅に帰った後の様子の確認についてまでは書いていませんでした。自宅に帰ってから熱中症になった生徒さんが大丈夫であったのかどうかの確認まで行っていただき、この資料にも事故で亡くなられた中学生のことが載っていますが、そういうふうなことがないように、ご注意いただければと思っています。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。意見として承ります。

(岩鉄由美 委員) これからどんどん変わっていく部活動について、働き方改革であるとか大人の事情ももちろんあると思うんですけども、部活動があることで子どもの居場所が確保される、ということもありますので、ぜひ、子どもの気持ちに寄り添って、進めていただきたいと思っています。

適切な休養を取りつつ部活動を実施する中でも、本気でやりたい子と緩くやりたい子というと思います。高校に入るとアルバイトをしたいから部活はやらないという子もいるようですが、続けて部活動にいそしめるのであれば、体力面の向上や精神的にも良いことだと思います。高校までその競技を続けたい、結果を出したい、本気でやりたいという子の気持ちにも寄り添ってあげられるような、先生の働きかけなどもぜひご指導いただけたらと思います。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。意見として承ります。その他、ご意見やご質問ございますでしょうか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第48号 上尾市立中学校に係る部活動の方針の一部改訂について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第49号 上尾市立大石南中学校再編検討協議会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

(池田直隆 教育総務部長) 議案第49号につきましては、深井 新しい学校づくり推進室長が説明申し上げます。

(深井雄太 新しい学校づくり推進室長) 議案書2ページをお願いいたします。「議案第49号 上尾市立大石南中学校再編検討協議会委員の委嘱又は任命について」でございます。提案理由でございますが、次の3ページ下段に記載のとおり、上尾市立大石南中学校再編検討協議会条例第3条第2項の規定により、委員の委嘱又は任命を行いたいのので、この案を提出するものでございます。委員につきましては、委嘱又は任命を合わせ22名、任期は令和10年6月30日まででございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第49号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第49号 上尾市立大石南中学校再編検討協議会委員の委嘱又は任命について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第50号 上尾市社会教育委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

(池田直隆 教育総務部長) 議案第50号につきましては、松崎 生涯学習課長が説明申し上げます。

(松崎まり子 生涯学習課長) 議案書の4ページをお願いいたします。「議案第50号 上尾市社会教育委員の委嘱又は任命について」でございます。上尾市社会教育委員の任期が6月30日で満了するため、社会教育法第15条第2項の規定により、委員を委嘱又は任命したいので提案するものでございます。社会教育委員は、社会教育法第15条第1項及び上尾市社会教育委員に関する条例第1条第1項の規定により設置するもので、社会教育に関し教育委員会に助言するものでございます。委嘱又は任命する委員は、新任が5名、再任が8名の計13名、任期はいずれも令和8年7月1日から令和10年6月30日までの2年間でございます。説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第50号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第50号 上尾市社会教育委員の委嘱又は任命について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第 5 1 号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の任命について」説明をお願いします。

(池田直隆 教育総務部長) 議案第 5 1 号につきましては、松崎 生涯学習課長が説明申し上げます。

(松崎まり子 生涯学習課長) 議案書 6 ページをお願いいたします。「議案第 5 1 号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の任命について」でございます。上尾市立人権教育集会所運営委員会委員に欠員が生じたため、上尾市立人権教育集会所運営委員会規則第 3 条第 2 項の規定により、後任の委員を任命したいので提案するものでございます。人権教育集会所運営委員会は、上尾市立人権教育集会所条例第 4 条第 1 項の規定により設置するもので、教育委員会の諮問に応じ、集会所の運営に関する重要事項について審議するため、原市・畔吉の各集会所に置くものでございます。新たに任命する委員は、原市集会所運営委員会委員 1 名でございます。任期は令和 9 年 6 月 3 0 日まででございます。説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第 5 1 号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第 5 1 号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の任命について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第 5 2 号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

(池田直隆 教育総務部長) 議案第 5 2 号につきましては、松崎 生涯学習課長が説明申し上げます。

(松崎まり子 生涯学習課長) 議案書の 7 ページをお願いします。「議案第 5 2 号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」でございます。上尾市公民館運営審議会委員の任期が 6 月 1 2 日で満了したため、上尾市公民館条例第 1 1 条第 3 項の規定により委員を委嘱又は任命したいので提案するものでございます。公民館運営審議会は、社会教育法第 2 9 条第 1 項及び上尾市公民館条例第 1 1 条第 1 項の規定により設置するもので、公民館における各種事業の企画実施について調査審議するものでございます。委嘱又は任命する委員は、新任が 4 名、再任が 9 名の計 1 3 名、任期はいずれも令和 8 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日までの 2 年間でございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第 5 2 号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第 5 2 号 上尾市公民館運営

審議会委員の委嘱又は任命について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第53号 上尾市図書館協議会委員の任命について」説明をお願いします。

(池田直隆 教育総務部長) 議案第53号につきましては、新井 図書館長が説明申し上げます。

(新井英希 図書館長) 議案書の9ページをお願いします。「議案第53号 上尾市図書館協議会委員の任命について」でございます。図書館協議会は、図書館法第14条の規定にありますとおり「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関」でございます。提案理由でございますが、ページの下段のとおり、上尾市図書館協議会委員に欠員が生じたため、上尾市図書館協議会条例第2条第2項の規定により、その後任として任命したいので、提出するものでございます。任期は、同条例第3条第1の規定により、前任者の残任期間である令和9年7月31日まで、選出者及び選出区分は議案書のとおりでございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第53号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第53号 上尾市図書館協議会委員の任命について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第54号 上尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

(武田直美 学校教育部長) 議案第54号につきましては、田崎 指導課長兼教育センター所長が説明申し上げます。

(田崎守 指導課長兼教育センター所長) 議案書の10ページをご覧ください。「議案第54号 上尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」です。上尾市就学支援委員会委員に欠員が生じたため、上尾市就学支援委員会条例第3条第2項の規定により、その後任として委員の委嘱又は任命を行いたいため、この案を提出するものでございます。欠員が生じた理由としましては、前任委員の人事異動によるものでございます。委員につきましては、委嘱をします2号・4号の委員2名、任命をします5号委員1名の計3名となっております。任期は、令和9年6月30日まででございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第54号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第54号 上尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第55号 上尾市不登校対策推進委員会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

(武田直美 学校教育部長) 議案第55号につきましては、田崎 指導課長兼教育センター所長が説明申し上げます。

(田崎守 指導課長兼教育センター所長) 議案書の11ページをご覧ください。「議案第55号 上尾市不登校対策推進委員会委員の委嘱又は任命について」です。上尾市不登校対策推進委員会委員の任期満了に伴い、上尾市不登校対策推進委員会条例第4条第2項の規定により、委員の委嘱又は任命を行いたいので、この案を提出するものでございます。任期は、令和10年6月30日までの2年間でございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第55号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第55号 上尾市不登校対策推進委員会委員の委嘱又は任命について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

日程第6 報告事項

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第6 報告事項」でございますが、説明を始める前にお諮りいたします。本日は5件の報告事項がございます。報告事項5「いじめ重大事態調査報告書について」は、被害児童生徒及び加害児童生徒等の状況に関する報告を行う予定で、上尾市情報公開条例第7条第2号に該当する内容が含まれており、当該児童生徒等の個人情報保護すべき案件でございますので、会議を公開しないこととし、報告を行いたいと存じます。これに賛成の方は挙手をお願いします。

～挙手による採決の結果、委員全員が賛成～

(西倉剛 教育長) 挙手、全員です。そのように決定いたしました。また、この決定を受けまして、本

日の日程を変更いたします。まず、報告事項１から４まで及び今後の日程報告を行います。その後、傍聴の方に退室いただきまして、非公開の会議として、報告事項５の説明を行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。それでは、各報告事項について、説明をお願いします。

（池田直隆 教育総務部長）報告事項１につきましては、杉木 教育総務課長が説明申し上げます。

○報告事項１ 上尾市教育委員会が保有する公文書の公開に係る令和７年度の実施状況について

（杉木直也 教育総務課長）報告事項１ページをお願いいたします。「報告事項１ 上尾市教育委員会が保有する公文書の公開に係る令和７年度の実施状況について」でございます。本件は、毎年度報告している事項でございますが、前年度の実績がまとまりましたので、報告するものでございます。令和７年度は、４１４件の公開請求等がございまして、公開、部分公開の合計が２３８件、非公開が１６４件でございました。請求のあった４１４件の請求内容と決定内容については、別冊の資料に一覧表にして掲載してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

また、報告書の２ページには、教育委員会ほかの実施機関ごとの状況を掲載してございます。上尾市全体では、８３８件の申請状況でございます。報告事項１の説明は以上でございます。

（武田直美 学校教育部長）報告事項２につきましては、勝 学務課長、報告事項３及び４につきましては田崎 指導課長が説明申し上げます。

○報告事項２ 児童生徒数、学級数及び教職員数について

（勝雄一 学務課長）３ページをお願いします。「報告事項２ 児童生徒数、学級数及び教職員数について」でございます。本資料は、５月１日現在の学校基本調査に基づきまして作成しております。４ページをお願いします。表の左側が児童生徒数、右側が学級数となっております。はじめに、児童生徒数でございますが、小学校児童数１万６２０名、中学校生徒数５，２１４名、合計１万５，８３４名です。昨年度に比べ、児童数が８５名の減少、生徒数が４名の減少、合計で８９名の減少となりました。続いて、学級数でございますが、小学校４１５学級、中学校１８２学級、合計５９７学級です。昨年度に比べ、小学校が３学級の減少、中学校が６学級の増加、合計すると３学級の増加となりました。続きまして、５ページをご覧ください。教職員数について、本務者数でございますが、小学校教職員が６５０名、中学校教職員が３７１名、合計１，０２１名となり、昨年度に比べ、小学校が３名増加、中学校が３名減少、合計の増減はありません。説明は以上でございます。

○報告事項３ 令和７年度上尾市立小・中学校生徒指導の状況について

（田崎守 指導課長）６ページをお願いします。「報告事項３ 令和７年度上尾市立小・中学校生徒指導の状況について」報告いたします。７ページの（１）暴力行為につきましては、小学校が１５５件、中学校が１２０件となっております。その内訳としては、生徒間暴力が多く、そのほとんどはいじめ認知に伴う、様態として暴力を伴う場合でカウントされているものです。８ページの（２）いじめの認知件数につきましては、小学校は６１７件で、昨年度比で９１件の減少、中学校は２４７件で、昨年度比で３６件の増加となっております。いじめの定義に基づいた、積極的な認知、「いじめの見逃し０」が浸透し、各学校が適切に対応している表れと捉えております。（３）の「３０日以上長期欠席者数」の小学校は、３９７人で、前年比８人の減少となっております。中学校は、４１９人で、昨年度比５０人の減少となっております。その主な理由のうち、「不登校」につきましては、小学校は２６４人で、昨年度比２０人の増加、中学校は３３０人で、昨年度比６１人の減少となっております。

す。引き続き、「30日以上長期欠席者」の状況を、児童生徒一人一人を把握して、各小・中学校において、個に応じた必要な支援を図ってまいります。

○報告事項4 令和8年5月 いじめに関する状況について

（田崎守 指導課長）続きまして、「報告事項4 令和8年5月 いじめに関する状況について」でございます。小学校では、認知件数が95件で、解消報告件数が61件です。取組中が159件でございます。13ページをご覧ください。中学校では認知件数が40件で、解消報告件数が13件です。取組中が130件でございます。

（武田直美 学校教育部長）報告事項についての説明は以上になります。

（西倉剛 教育長）ありがとうございました。報告につきまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

（谷島大 委員）2点、質問と意見です。まず一点目は、報告事項1の公文書の公開に関してです。400件以上の情報公開請求ということなのですが、その中身を見ると、同一の方からの請求が多いように感じますが、実際には何人ぐらいの方が請求しているのでしょうか。

（杉木直也 教育総務課長）令和7年度の申請者総数につきましては、12名でございます。

（谷島大 委員）ありがとうございます。続きまして報告事項3ですが、生徒指導の状況についての感想でございます。いじめ認知件数において、小学校で昨年、今年と減少傾向が続いているところであったり、また、不登校についても、これまでずっと増加が続いてきた中学生の不登校生徒数がここにきて減少になったことについて、今まで色々取り組まれてきた、例えば、いじめ防止子供サミットの開催であったりとか、あるいはスペシャルサポートルームの設置であったり、その効果がいくらか出てきているのかな、と少しホッとしました。今年、新たに増員されたサポートルームティーチャーの活躍にも期待したいと思います。依然として数字は全然まだ大きい状況にありますので、今後、状況分析をして、これまで以上の取り組みを進めてほしいなと思いました。感想として申し上げます。

（湯本華奈子 委員）私からも2点ほど質問と感想がございます。まず、7ページの報告事項3、生徒指導の状況なんですけれども、（1）暴力行為の発生件数について、中学校が令和2年度から令和7年度にかけて、数字だけ見るとすごく増えているような印象を受けるのですが、これは先ほどご説明されたように認知が増えたということでしょうか、それとも何か問題が発生しての件数増加でしょうか。

（田崎守 指導課長）認知が増えたということが大きな要素だと思います。

（湯本華奈子 委員）ありがとうございます。次に報告事項1の公文書公開の件についてですが、数字の方を拝見いたしまして、上尾市にかけられた情報公開請求に関しての半数以上が教育委員会あてであるということを確認いたしました。やはりご意見がある、というところかと思いますが、通常の業務と並行して、請求があったことによって業務が増えるかと思いますが、これだけ多くの請求があっ

たということであれば、通常の業務に支障が出てないのか、というところが少し気になりました。答えられる範囲で結構なんですけれども、お聞きしたいです。

（杉木直也 教育総務課長）情報公開請求に係る事務負担でございますが、一部の課に集中して情報公開請求がかけられている現状がございます。具体的には指導課と教育総務課に多くの件数の請求があります。

事務負担といたしましては、情報公開請求の受理をしてから請求内容を確認し、公文書を特定する作業などがございます。その後、特定した文章が公開可能か、非公開情報がないかなどの確認や検討作業の事務が必要となります。公開文書や公開部分が特定された場合には、最終的には公文書公開決定や非公開決定の決裁手続きを経て、公文書公開の場合には、請求人へ閲覧や写しの交付の事務などがございますので、件数が多い所属に関しては、それ相応の事務負担となっております。

（湯本華奈子 委員）ありがとうございます。やはり事務負担もあるということなので、開かれたものにしていくというところも努力をしていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

（西倉剛 教育長）ありがとうございます。

（岩鉄由美 委員）ご説明ありがとうございました。令和7年度の生徒指導の状況についてですが、先ほど湯本委員からのご質問で「件数が増えているのは認知件数が増加しているからだ」ということを理解いたしました。いじめの認知件数が上がったことで、些細なこと、という言い方が適切かどうかわかりませんが、ちょっとした子ども同士のいざこざなども、いじめとして認知した上で、件数が増えるというのは、悪いことばかりではないのかなと思いますので、引き続き見守っていただけたらなと思いました。

一つ質問ですが、対人暴力は小学校で令和5年に1件だけですけども、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力とあって、対人暴力というのはどういったものを指すのでしょうか。

（田崎守 指導課長）学校の教師または生徒間以外の第三者への暴力、という内容を含んでいます。

（岩鉄由美 委員）わかりました。ありがとうございます。

（西倉剛 教育長）他に、何かご質問、ご意見等はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

日程第7 今後の日程報告

（西倉剛 教育長）それでは、続いて、今後の日程報告をお願いします。

（杉木直也 教育総務課長）今後の日程でございますが、教育委員会7月定例会は7月23日、9時00分から開催いたします。また、7月15日に埼玉県市町村教育委員会研究協議会が、埼玉会館小ホールにて開催を予定しておりますので、宜しく願いいたします。

（西倉剛 教育長）ありがとうございました。それでは、委員の皆様から、そのほかご意見などございましたら、お願いいたします。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

日程第 8 報告事項（非公開）

～非公開～

日程第 9 閉会の宣告

（西倉剛 教育長）以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和 8 年上尾市教育委員会 6 月定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

令和 8 年 7 月 2 3 日 署名委員 湯本華奈子